介護予防·日常生活支援総合事業所 管理者様 介護予防支援事業所 管理者様

> みよし広域連合介護保険センター所長 (公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)における1月当たりの単位数 上限について(通知)

日頃は、介護保険制度の適切な運営にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月27日付事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数の送付について(通知)」でもお知らせしましたが、<u>訪問型サービス</u>における1月当たりの単位数上限について、令和6年4月サービス提供分から下記の取扱いといたします。

記

- 1 1月当たりの単位数上限 3,727単位※介護予防訪問介護相当サービス(従前相当サービス)と緩和型サービスAを併用する場合であっても、3,727単位を上限とする。
- 2 1月当たりの利用回数上限 1月当たりの利用回数上限を廃止する。

みよし広域連合介護保険センター 地域支援係

TEL0883-76-0030 FAX0883-76-0033